

油ヶ淵マスコットキャラクター  
デザイン使用マニュアル

愛知県



## 1 はじめに

このデザイン使用マニュアルは、油ヶ淵マスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

キャラクターが多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

## 2 キャラクターの使用について

- (1) キャラクターに関する著作権、使用権は愛知県に帰属します。キャラクターを使用する場合は、「油ヶ淵マスコットキャラクター使用承認取扱要綱」によって使用申請を行い、必ず事前に県の承認を受けてください。

なお、使用申請の受付は、使用開始 10 日前までとします。

- (2) キャラクターの使用は、このデザイン使用マニュアルに従って正しく使用してください。キャラクターの一部を使用したり、変形したり他の図形と重ねて使用することはできません。
- (3) キャラクターの表示色は、指定色及び単色とします。なお、これらの色のほかに、指定色を白黒印刷したのも可とします。
- (4) キャラクターを使用する物件の完成見本は、使用承認申請時に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。
- (5) キャラクターの使用後は、「油ヶ淵マスコットキャラクター使用承認取扱要綱」によって使用状況を県に報告してください。

## 3 禁止例

- (1) 縦・横比率を変えるなど、キャラクターを変形しないでください。



- (2) キャラクターの一部を省略しないでください。

※顔だけを使用したい場合は、「表情パターン」を使用してください。



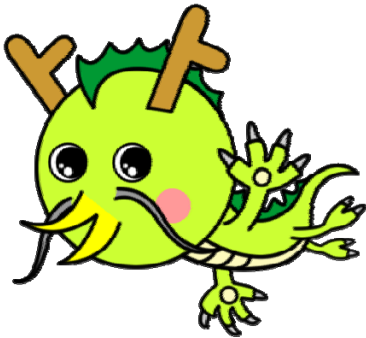
(3) キャラクターと他の図形と重ねて使用しないでください。



#### 4 キャラクターデザイン

(1) あぶちゃん

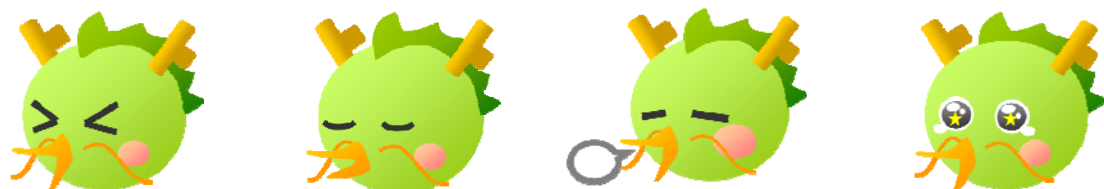
【基本デザイン】



【展開デザイン】



【表情パターン】



(2) 河川フチロー

【表情パターン】

